



致各位外国人劳动者 在宫城劳动局有会说中文的工作人员为您提供咨询服务

外国人労働者の皆様へ — 宮城労働局では、中国語を話す相談員が相談に応じています

例如 ... 您是否遇到过以下情况

例えば...次のようなことはありませんか。

○ 在被公司录用为劳动者时，有关工资以及工作时间等劳动条件未以书面形式告知；或者书面告知的劳动条件与实际劳动条件不符。

労働者として採用されたとき、賃金や労働時間等の労働条件が書面で通知されなかった。また、書面で通知された労働条件が、実際の労働条件と異なっていた。

○ 公司不支付工资。

賃金が支払われなかった。

○ 每天工作超过 8 小时、每周工作超过 40 小时，但是没有得到相应的加班费。（应该按照正常劳动时间的工资增加 25%以上的补贴率计算而支付工资）

1日に8時間、1週間に40時間を超えて働いているが、この時間に対する割増賃金（通常の労働時間の賃金の2割5分以上率で計算した賃金）が支払われていない。

○ 突然被解雇，但是没有得到解雇预告补偿金。

即時解雇され、解雇予告手当が支払われていない。

○ 住宅在宿舍时外出必须要得到用人单位的批准，非常不自由。

寄宿舍から外出する際、使用者の承認を得なければならず、不自由している。

电话咨询时 電話による相談は、

请拨电话：022 - 299 - 8838 (9:45 ~ 17:15) (12:00 ~ 13:00 除外)

来厅咨询时请务必事先电话联系。

来庁の場合は、事前に電話をください。

可咨询日：周一、周二、周四

相談に対応できる曜日：月曜、火曜、木曜

〒983 - 8585

仙台市宮城野区鉄砲町 1
仙台第四合同庁舎 8 层

宮城労働局 労働基準部 監督課

仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎 8 階
宮城労働局 労働基準部 監督課



宮城労働局

宮城労働局

请仔细确认劳动条件
確かめよう労働条件

面向外国人劳动者 提供有关劳动条件的电话咨询服务

外国人労働者向け労働条件相談ダイヤルのご案内

厚生劳动省设立了面向「外国人劳动者的咨询专线」，有关劳动条件等问题提供中文咨询服务。

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、中国語について、外国人労働者の方からの労働条件に関する問題について、相談に応じています。

中文服务的电话号码

中国語の電話番号



0570-001702

电话咨询日（咨询时间）

相談ダイヤルの開設曜日（開設時間）

周一～周五（10:00～15:00）（12:00～13:00 除外）

月曜～金曜（10時～15時）（12時～13時は除く。）

由厚生劳动省委托运营的「劳动条件咨询热线」在劳动局以及劳动基准监督署非办公时间以及周六・周日・节假日期间也提供中文咨询服务，有关劳动条件等问题给予解答。

厚生労働省が委託している「労働条件相談ほっとライン」では、労働局及び労働基準監督署の閉庁後又は土日・祝日に、中国語について、外国人労働者の方からの労働条件に関する問題について、相談に応じています。

中文服务的电话号码

中国語の電話番号



0120-150-520

热线咨询日（咨询时间）

ほっとラインの開設曜日（開設時間）

周一～周五（17:00～22:00）周六・周日及节假日（9:00～21:00）

月曜～金曜（17時～22時）土日・祝日（9時～21時）